



5月の「梅雨期及び台風期の防災態勢強化月間」「採掘場の整備強化月間」にあたって

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

この度、令和7年3月31日付けで那覇産業保安監督事務所長に就任しました高須賀と申します。沖縄地域の鉱山災害を根絶させることを目標とし、関係各所と連携しながらこれから全力で取り組んで参りますので、何卒よろしくお願いいたします。

令和7年4月
那覇産業保安監督事務所
所長 高須賀 邦充

さて沖縄鉱山保安対策委員会では、5月を「梅雨期及び台風期の防災態勢強化月間」及び「採掘場の整備強化月間」と定め、保安運動を展開することとなりました。

例年、沖縄地方は5月上旬～中旬に梅雨入りし、その後、台風シーズンが到来します。

また、昨今は全国的に異常気象が頻発化しており、沖縄においても昨年11月に本島北部で記録的な大雨が発生しました。このような雨が採掘切羽の緩みを引き起こし、とりわけ急傾斜の採掘切羽や残壁は崩落の危険性や、鉱山道路でのスリップ等の危険性が高まることが考えられ、思いも寄らない重大災害に繋がることもあり得ます。

このため、早い時期から、防災意識を強く持ち、巡視・点検の徹底、災害に繋がる予兆に関する情報収集・伝達と、「鉱山労働者に対する安全確保」に一層の注意を払うとともに、災害が発生した場合には、「関係機関への迅速な連絡」を徹底し、作業員の二次災害の防止に努め、再発防止に万全を期すことが求められております。

このような防災態勢の強化に向け、各鉱山におかれましては、この運動期間中に、採掘場において、次の事項の点検を行い、不備事項がある場合は改善に務め、災害防止に向けて、安全で労働環境の良い職場を築きましょう。

- ★ 作業場の資材や器材は、整理整頓されていますか？
- ★ 採掘切羽や残壁は、保安規程どおり安全に整形されていますか？
- ★ 採掘切羽や残壁等の浮石・転石の点検・除去はなされていますか？
- ★ 危険箇所への立入禁止措置や警標は、設置されていますか？
 - ・採掘箇所、採掘跡への部外者の墜落・転落防止措置はなされていますか？
 - ・流し台付近の墜落・転落防止措置はされていますか？
- ★ 鉱山道路の幅や勾配等は、保安規程どおり安全な構造となっていますか？
- ★ 赤土・汚濁水等については、沈殿池に集水できるように設置し、公道、河川や海などを汚染しないように対策を講じていますか？
- ★ 粉じんは、鉱山周辺へ飛散していませんか？

<令和6年度 鉱山保安標語入選作品より>

いつも心に安全意識、めざす職場はゼロ災害

真喜屋 健二（松原鉱山）

保安運動「梅雨期及び台風期の防災態勢強化月間」の 実施要領

令和 7 年 4 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期 間

令和 7 年 5 月 1 日（水）～ 3 1 日（金）までの 1 ヶ月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、梅雨期及び台風期を迎えるにあたって、鉱山施設の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報収集・伝達等の強化を図ることにより、危害及び鉱害の防止に資することを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

- (1) 梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、河川の氾濫又は土砂災害による被害が予想される地域の鉱山施設の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報収集・伝達及び作業員への安全に留意すること。
- (2) 災害が発生した場合には、関係機関への連絡を徹底するとともに、作業員の二次災害の防止に努め、安全かつ迅速な復旧対策に万全を期すこと。
- (3) その他、以下の点を踏まえ、適切な措置を講じること。
 - ・災害発生のおそれのある箇所の把握と鉱山労働者への周知
 - ・早い段階からの気象情報及び防災情報の収集

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となって保安運動推進班を編成し、梅雨期及び台風期の防災態勢の強化について呼びかけを実施する。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する他、中央防災会議会長からの「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」の指導要請があった場合には速やかに各鉱山へ周知する。

保安運動「梅雨期及び台風期の防災態勢強化月間」推進票

令和7年 月 日

(鉾山名) 鉾山

点検者氏名 _____

[点 検 項 目]

チェック

- (1) 早い段階から気象情報、防災情報の収集に努めているか []
- (2) 河川の氾濫又は土砂災害による被害が予想される箇所の把握はできているか []
- (3) 強風に対する被害が予想される箇所の把握はできているか []
- (4) 採掘場、鉱山施設の巡視・点検により事前対策を確認しているか []
- (5) 防災に必要な資材は準備できているか []
- (6) 収集した情報は適宜、鉱山労働者に周知されているか []
- (7) 鉱山労働者に対して、緊急時の連絡体制、避難場所の確認はできているか []
- (8) 関係機関への連絡体制は確認できているか []
- (9) 安全かつ迅速な復旧ができる体制ができているか []

保安運動「採掘場の整備強化月間」の実施要領

令和 7 年 4 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期 間

令和 7 年 5 月 1 日（水）～ 3 1 日（金）までの 1 ヶ月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、採掘場の点検整備を行うとともに、その強化を図ることにより、危害及び鉱害の防止に資することを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

(1) 保安委員会（保安会議・グループ会議）等の開催

鉱業権者又は保安統括者（保安管理者）が中心となって保安委員会等を開催し、保安運動の意義、趣旨について鉱山労働者全員にその周知徹底を図るとともに、リスクアセスメントの手法を用いて採掘作業場に潜むリスク、それに対するリスク低減対策等を検討し、災害の未然防止のための認識を深める。

(2) 採掘場の点検整備

鉱業権者は、保安統括者（保安管理者）及び鉱山労働者等による調査班を編成し、次の事項について一斉点検を実施し、その結果を鉱山労働者と共に検討を行い、鉱山労働者の資質の向上に努めるとともに改善を必要とする事項については早急に措置する。

また、保安規程の規定内容及び遵守状況について確認する。

- ① 作業場における資材、器材の整理整頓、通路幅の確保
- ② 露天採掘場のベンチ高さ、傾斜、奥行き等保安規程の遵守
- ③ 採掘切羽、残壁等の浮石、転石の点検除去
- ④ 危険箇所への立入禁止柵、警標の整備
 - ・ 採掘箇所、採掘跡への部外者の墜落・転落防止措置の確認
 - ・ 流し台付近の墜落・転落防止措置の確認
- ⑤ 赤土等汚濁水の流出防止措置の徹底
- ⑥ 採掘切羽内の粉じん防止対策の徹底

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山を巡視して相互に啓発しあう。

また、可能な地区ではビデオ上映等を行う。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する他、必要に応じて職員を派遣し、各地区保安対策委員会を支援する。

保安運動「採掘場の整備強化月間」推進票

令和7年 月 日

(鉱山名) 鉱山

点検者氏名

[点 検 項 目]

チェック 備 考

I 箇所別確認事項

(1) 切羽における環境整備

- ① ベンチの奥行は保安規程を遵守しているか []
- ② ベンチの高さは保安規程を遵守しているか []
- ③ ベンチの傾斜は保安規程を遵守しているか []
- ④ 浮石の除去は実施されているか []
- ⑤ 浮石の除去方法は安全か []
- ⑥ 表土除去が先行されているか []
- ⑦ 粉じん飛散防止措置は保安規程を遵守しているか []

(2) 残壁における環境整備

- ① 残壁の形状は保安規程を遵守しているか []
- ② 浮石の除去は実施されているか []
- ③ 残壁下等危険箇所への立入禁止措置は十分か []

(3) 鉱山道路における環境整備

- ① 鉱山道路は保安規程を遵守しているか []
- ② 標識、柵等の保安設備の設置は保安規程を遵守しているか []
- ③ 路肩、傾斜地での作業時の措置(誘導等)は十分か []

(4) 採掘場内、採掘場周辺における環境整備

- ① 流し台からの墜落・転落防止措置は保安規程を遵守しているか []
- ② 採掘箇所などへの墜落・転落防止措置は保安規程を遵守しているか []

II 総合評価

(A : 良好、B : 部分改善必要、C : 全体の見直し必要)

- (1) 切羽ベンチにおける環境整備 [A、B、C、]
- (2) 残壁における環境整備 [A、B、C、]
- (3) 鉱山道路における環境整備 [A、B、C、]
- (4) 採掘場内、採掘場周辺における環境整備 [A、B、C、]
- (5) 保安規程の遵守状況 [A、B、C、]